



中国自一第47号
平成29年4月27日

(公社)広島県バス協会会長 殿

中国運輸局自動車交通部長



一般乗合旅客自動車運送事業の運賃の適正収受について（注意喚起）

一般乗合旅客自動車運送事業（以下「乗合バス事業」という。）の運賃については、道路運送法の規定により事前に届出した額を旅客から收受する必要がありますが、運賃表データ作成時のチェック不十分等により誤った運賃表示がなされ、届出された額と相違する額を收受（以下「誤収受」という。）するといった事案が当局管内で相次いで発生しています。

運賃の誤収受は、乗合バス事業における利用者からの信頼を著しく損なうものであることから、誤収受の防止に向けて、下記の点にご留意頂くなど万全のチェック体制の整備を図るよう、貴協会傘下の乗合バス事業者に対して周知願います。

記

1. 誤収受発生の原因として、担当者が停留所や経由地を追加する際に誤った運賃額を入力し、運賃関係機器メーカーに提供していることや、担当者の理解不足により本来設定すべき停留所と違う停留所の運賃データの設定・変更を行っていることなどが共通して挙げられることから、作成した運賃データの二重チェックを徹底すること。
2. 近年、乗合バス事業の運賃申請について、その機会が減少していることも担当者の運賃制度に関する理解不足を招く要因となっていることから、乗合バス事業の運賃制度に関して担当者により一層の知識向上に努めること。